

通い容器に係る免税手続の簡素化の 対象の拡大

令和 3 年 1 1 月 2 9 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

通い容器に係る免税手続の簡素化の対象の拡大

現行制度

- ①本邦から輸出された通い容器（※1）であって再輸入されるもの、②本邦に輸入される通い容器で、その輸入の許可の日から原則1年以内に再輸出されるものについては、輸入の際に関税及び消費税を免除。
（※1）リターナブルパレット等の輸出入貨物の運送のために反復して使用される容器。
- 環境問題への対処、企業におけるコスト削減に資するものであることから、平成24年10月、一部提出書類を不要とする等、上記免税の手続を簡素化（以下「簡素化」という。）。当該簡素化では、貨物管理と免税手続の適正な履行を期待できる者が扱う通い容器を対象を限定することとし、具体的にはAEO輸出入者（輸出入双方のAEOの承認を受けている同一の者）が扱う特例申告貨物（※2）を対象とし、AEO輸出入者に通い容器の輸出入状況についての自主管理を委ねている。
（※2）AEO輸入者が輸入申告と納税申告を分離し、納税申告の前に貨物を引き取ること等が可能となる特例申告制度を利用して輸入する貨物。

考慮すべき事項

- 通い容器の取引において、輸入者と輸出者が異なる場合がある。
- 輸入者と輸出者が異なる場合であっても、それぞれがAEO輸入者、AEO輸出者の承認を受けているときは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されていると認められる者であることから、税関手続の適正な履行等が期待できる。
- AEO輸入者は、特例申告だけでなく通常の輸入申告においても適正な申告が期待できる。
- 免税の恩恵を受け、用途外使用等があった場合の納付義務を負うAEO輸入者が輸入状況だけでなく輸出状況についても自主管理することにより、一貫した適切な貨物管理が確保されと考えられる。

改正の方向性

- 再輸入免税及び再輸出免税の適用を受ける通い容器について、輸入申告の際の輸入者及び輸出申告の際の輸出者がそれぞれAEO輸入者及びAEO輸出者の承認を受けている場合も、簡素化の利用を可能とする。
- 特例申告貨物に限定することなく、通常の輸入申告貨物についても簡素化の対象とする。
- 簡素化の対象となる通い容器の輸出入状況の一貫した自主管理をAEO輸入者に委ねる。

【通い容器の例】



(出所)
一般社団法人 日本自動車工業会

【参考】改正案のイメージ（再輸入免税の場合）

